

## 通学に係るこれまでの検討状況及び令和 8 年度の検討内容について

義務教育学校を開校するに当たっては、児童生徒が安全に通学するため、「通学手段」及び「通学路」を設定する必要がある。

このことについて、これまでの検討状況及び令和 8 年度の検討内容について以下のとおり示した。

なお、詳細については別冊（通学に関する基礎資料及び進捗状況）のとおり。

### 1 通学に関する現状

(1) 文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」では、徒歩や自転車の通学距離の目安として、小学生は 4 km 以内、中学生は 6 km 以内が妥当とされている。

※通学距離が 4 km 以上（小学校）や 6 km 以上（中学校）の遠距離通学となる児童生徒に対しては、国の補助制度がある。

(2) 米子市内の通学距離は、小学生は概ね 4 km 以内（淀江小学校区を除く）、中学生は概ね 5 km 以内。

(3) 米子市内の通学手段は、小学生は徒歩（淀江小学校区の一部を除く）、中学生は徒歩又は自転車。

### 2 通学距離における美保中学校区の現状及び義務教育学校での見直し

	各小中学校までの最長通学距離	義務教育学校までの最長通学距離
	直線距離（実測距離）	直線距離（実測距離）
美保中学校	約 3.3 km（約 3.8 km）	約 2.2 km（約 2.8 km）
崎津小学校	約 1.9 km（約 2.7 km）	約 2.2 km（約 2.8 km）
大篠津小学校	約 0.8 km（約 1.2 km）	約 2.2 km（約 2.8 km）
和田小学校	約 1.3 km（約 1.8 km）	約 1.8 km（約 2.4 km）

### 3 義務教育学校に係る通学支援について

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」や米子市の「米子市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」においては、統廃合に伴い通学距離が遠距離となる場合は、通学の安全の確保の観点から公共交通機関やスクールバス等、通学手段の確保や通学支援策の検討が必要であるとしている。これに基づき、バス通学の対象者について検討する。

併せて、通学バスの車両については、よねぎーバスを活用することを検討する。

### 4 これまでの検討状況

(1) 通学手段について、「部会案」を決定した。

【部会案】…小学生：徒歩又は通学バス、中学生：徒歩又は自転車

(2) 徒歩通学路について、「仮部会案」を決定した。

【仮部会案】…別冊（8 ページ）の図面のとおり

(3) バス通学対象者の範囲について、学年及び通学距離を中心に意見交換を行った。

【意見交換結果】…学年：小学1年生から3年生、通学距離：1km～2km

## 5 令和8年度の検討内容

### (1) 徒歩通学路

徒歩通学路（仮部会案）を基に、「地域・保護者説明会」及び「意見聴取」を実施し、それを踏まえて通学路（部会案）を検討及び決定する。

その他、「自転車通学路」、「登校班の実施」及び「登下校の見守り」の検討を進める。


### (2) バス通学対象者


「現地調査」、「地域・保護者説明会」及び「意見聴取」を実施するとともに、「乗降の見守り」等について検討する。

令和13年4月

美保中学校区義務教育学校の通学に係る全体スケジュール（案）

	令和7年度					令和8年度												令和9年度												令和10年度					令和11年度					令和12年度					令和13年度				
	4	6	8	10	12	2	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2		
1 通学手段	部会案決定																	通学手段の最終決定																															
2 通学バス	バス通学対象者					バス通学対象者の検討					バス通学対象者（部会案）の決定							バス通学対象者の最終決定																															
	バス乗降場所等					バス乗降場所、バスの運行に関する事項の検討												バス乗降場所、バス時刻表等、バスの運行に関する事項の検討・実施																															
3 通学路	通学路の検討					通学路（部会案）の決定							通学路の最終決定																																				
4 現地調査・説明会等	現地調査					現地調査					地域・保護者説明会																																						
5 安全対策	登下校の安全に関する事項の検討（例：登校班、見守り等）																	通学路の合同点検等・安全対策																															
6 通学バス・通学ルート試験通学																		通学バス・通学ルート試験通学																															

 …教育環境部会での検討

 …教育環境部会以外(教育委員会等)での検討・実施

※各項目の検討状況に応じて、スケジュールを適宜調整していきます。

通学に関する教育環境部会の意見に対する協議結果について

1 義務教育学校前（和崎かけはし通り）の横断歩道及び信号機の設置

部会意見	回答
<p>義務教育学校開校後は、送迎などによる自動車交通量の増加が予想されるため、児童生徒が安全に横断するために信号機や横断歩道の設置が必要である。</p>	<p>自動車交通量、通行人数、既存の信号機や横断歩道との間隔等を総合的に考慮して設置の可否を判断する。</p> <p>設置の可否については、通学路決定後、開校後の自動車交通量や通行人数を想定し、試算した根拠資料を基に判断できる。設置時期としては、開校前となる。 (米子警察署)</p>



2 和崎かけはし通りと大崎31号線との接続部分への横断歩道の設置

部会意見	回答
<p>義務教育学校開校後は、送迎などによる自動車交通量の増加が予想されるため、横断歩道の設置が必要である。</p>	<p>現地において道幅の確認を行った結果、4.4mであった。道路幅3.5m以上が横断歩道の設置基準であるため、基準を満たしている。</p> <p>今後、自動車交通量、通行人数、既存の横断歩道との間隔等を総合的に考慮して設置の可否を判断する。設置時期としては、開校前となる。 (米子警察署)</p>



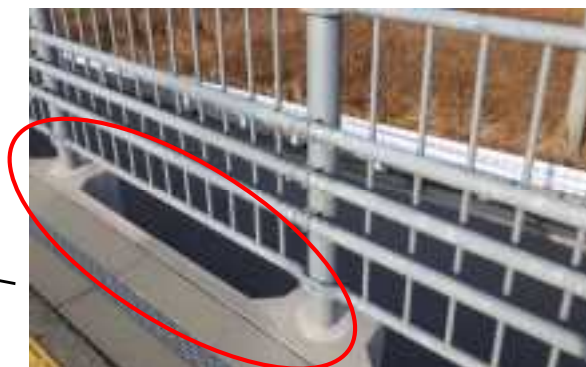
3 和崎かけはし通り（跨線橋）における歩行者の飛び出しリスクを低減するための整備

部会意見	回答
<p>強風時、歩行者（特に傘使用時）が風の影響を受け、突発的に車道へ飛び出す恐れがあるため、ポール等の設置が必要である。</p>	<p>橋梁の構造上、防護柵等の設置が困難であり、また、横断防止柵の設置基準に適合していないため、防護柵等の設置は予定していない。 (米子県土整備局)</p>



4 和崎かけはし通り（跨線橋）における防護柵下部の隙間を埋める整備

部会意見	回答
<p>防護柵下部に隙間があり、特に低学年の児童は隙間から落下する恐れがあるため、落下を防止するための措置が必要である。</p>	<p>現地確認の結果、低学年児童を含めた歩行者が防護柵構造の原因により歩道外に転落する可能性は非常に低いため、現時点において特段の対策実施は予定していない。 (米子県土整備局)</p>



5 和崎かけはし通りと和田浜駅下和田線が交差する箇所への横断歩道の設置

部会意見	回答
児童生徒が安全に横断するため、横断歩道の設置が必要である。	跨線橋の下り坂途中での、横断歩道設置は出来ない。 (米子警察署)



6 和崎かけはし通りの和田公民館前に設置されている横断歩道の再塗装

部会意見	回答
横断歩道の線が薄くなっているため再塗装が必要である。	横断歩道の再塗装は実施する。 (米子警察署)



7 和田浜駅下和田線の用水路への柵の設置

部会意見	回答
<p>路側帯沿いの用水路へ落下の恐れがあるため、防護柵の設置が必要である。</p>	<p>設置の可否については、通学路の決定後、合同点検において危険箇所と判断された場合に検討を開始する。</p> <p>併せて、防護柵等を設置するに当たっては、地域住民の合意が必要。</p> <p style="text-align: right;">(米子市道路整備課)</p>



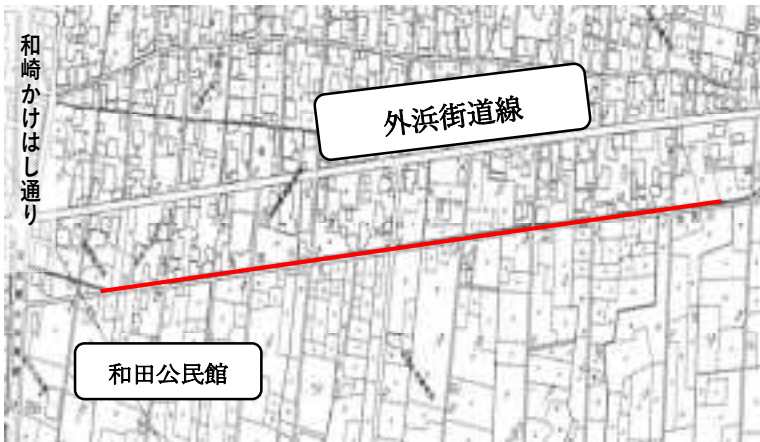
8 和田浜駅下和田線の和田浜駅周辺道路への歩者分離できるようなグリーンベルトやポールの設置

部会意見	回答
<p>現在も通学路であるが、登下校時の自動車の交通量が比較的多いため、グリーンベルトやポールの設置が必要である。</p>	<p>令和8年度に実施予定の合同点検において、危険箇所と判断された場合、検討を開始する。</p> <p style="text-align: right;">(米子市道路整備課)</p>



9 外浜街道線の一本南側の里道の川沿いへのガードレールの設置

部会意見	回答
<p>用水路への落下防止として、防護柵の設置が必要である。</p>	<p>設置の可否については、通学路の決定後合同点検において危険箇所と判断された場合に検討を開始する。</p> <p>併せて、ガードパイプを設置するに当たっては、地域住民の合意が必要。</p> <p>(米子市道路整備課)</p>



10 米川左岸2号線にある竹藪の撤去

部会意見	回答
<p>竹藪が生い茂っており、通行の妨げになるため、伐採が必要である。</p>	<p>今後、建設企画課が現地状況の確認を行い、対応する。</p> <p>(米子市道路整備課)</p>



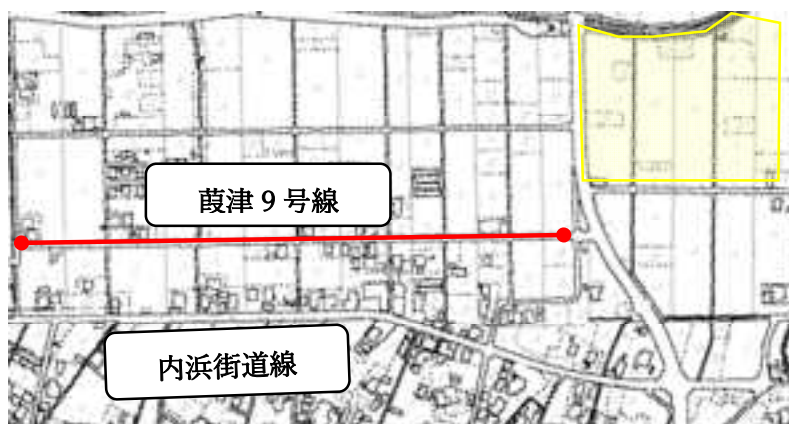
1 1 米川左岸 3 号線にある草木の伐採

部会意見	回答
草木が生えているため、除草や伐採等による歩道幅の確保が必要である。	今後、米子市道路整備課で、除草委託路線に含めるよう進める。  (米子市道路整備課)



1 2 葭津 9 号線の両側への路側帯またはグリーンベルトの設置

部会意見	回答
開校後は自動車の交通量が多くなることから、児童生徒が安全に通行するためにグリーンベルトの設置が必要である。	設置の可否については、通学路決定後、合同点検において危険箇所と判断された場合に検討を開始する。  (米子市道路整備課)



## 現地調査に向けた協議

バス通学の対象者を検討する際の通学距離について、第5回教育環境部会にて意見交換を行ったところ、直線距離1.0km、1.5km、2.0km等、各グループで様々な意見があった。

バス通学は、統廃合に伴い通学距離が遠距離になることに対する支援策であることから今後、この様々な考えを教育環境部会として明確化し、統一化するため、その一手法として、児童の通学を想定した現地調査を行う。

## 1 議事（調査方法について）

児童の通学を想定した現地調査とするため、実態に近い環境を整えることが望ましいと考える。

このため、本部会において以下のことを協議及び決定する。

## (1) 通学速度

児童の歩行速度に合わせることで、歩行時間を把握する。

(参考) 低学年：分速50m      成人：分速80m

※文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」においては、通学距離を概ね4km以内、通学時間を1時間以内とする考え方が示されている。このことから、通学時の歩行速度は時速4km（分速60～70m）程度を想定していると考えられている。

## (2) カバンの重さ

児童が持つカバンと同じ重さの荷物を持つことで、体力面への影響を把握する。

(参考) 低学年：3～4kg      中学年・高学年：4～5kg

## (3) その他

上記2つ以外に必要なことを協議及び決定する。

## 2 調査内容について

各グループで、義務教育学校から各校区の最も遠い地点までの通学路（仮部会案）を歩き、直線距離1.0km、1.5km、2.0km地点のうち、徒歩通学に適した距離や学年について検討する。

なお、詳細については、「別紙2 美保中学校区義務教育学校通学路図（現地調査検討）」のとおり。

### 3 現地調査の実施体制について

- (1) 実施期間 … 令和8年6月8日（月）～6月26日（金）
- (2) 集合場所 … 崎津小学校（予定）
- (3) 調査グループ及び調査校区
  - ア 崎津小学校校区グループ：崎津小学校校区
  - イ 大篠津小学校校区グループ：大篠津小学校校区
  - ウ 和田小学校校区グループ：和田小学校校区
- (4) 決めていただく事項
  - ・各調査グループで実施日を決定する。
  - （天候不良も想定して、実施期間から予備日も設定しておく。）

### 4 当日の流れ（予定）

時間	流れ	具体的な活動
8：00	集合 崎津小学校	・本日の現地調査の内容確認
8：10 ～ 9：50	現地調査	・義務教育学校を出発する。 ・歩きながら感じたことを記録する。 ・ゴール地点に到着し次第、義務教育学校へ戻る。
10：00	振り返り 場所：崎津小学校	・意見交換を行う。（対象学年、対象距離など）
11：00	終了	解散

### 5 現地調査実施後の検討事項

現地調査での意見をもとに、教育環境部会や地域・保護者説明会を経て、令和8年12月を目途にバス通学の対象者を決定する。

【凡例】

- (緑線) 現在の通学路
- (赤線) 通学路(新規通学ルート)
- - - (青線) 現小学校区境界線
- 各小学校区のゴール地点
- JR境線横断可能箇所

